

三次市教育委員会告示第 号

三次市 B & G 海洋センター育成士設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 22 年 3 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

(三次市 B & G 海洋センター育成士設置要綱の一部改正)

第 1 条 三次市 B & G 海洋センター育成士設置要綱(平成 16 年三次市教育委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「, 1 週間の勤務時間が 30 時間を超えない範囲内」を「, 1 週間につき一般職の職員の 1 週間の勤務時間の 4 分の 3 を超えず, かつ 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内」に改める。

(三次市立中学校栄養管理業務嘱託員設置要綱の一部改正)

第 2 条 三次市立中学校栄養管理業務嘱託員設置要綱(平成 16 年三次市教育委員会告示第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「, 4 週間で単位に 1 週間の平均勤務時間が 30 時間を超えない範囲」を「, 4 週間で単位に 1 週間につき一般職の職員の 1 週間の勤務時間の 4 分の 3 を超えず, かつ 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内」に改める。

(三次市埋蔵文化財発掘調査嘱託員設置要綱の一部改正)

第 3 条 三次市埋蔵文化財発掘調査嘱託員設置要綱(平成 16 年三次市教育委員会告示第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「, 1 週間の勤務時間が 30 時間を超えない範囲内」を「,

1 週間につき一般職の職員の 1 週間の勤務時間の 4 分の 3 を超えず，かつ 1 日につき 7 時間 4 5 分を超えない範囲内」に改める。

(三次市スクールカウンセラー設置要綱の一部改正)

第 4 条 三次市スクールカウンセラー設置要綱 (平成 1 9 年三次市教育委員会告示第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「，週 8 時間」を「，週 7 時間 4 5 分」に改める。

(三次市山代巴記念室嘱託員設置要綱の一部改正)

第 5 条 三次市山代巴記念室嘱託員設置要綱 (平成 2 1 年三次市教育委員会告示第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「，1 週間の勤務時間が 3 0 時間を超えない範囲内」を「，1 週間につき一般職の職員の 1 週間の勤務時間の 4 分の 3 を超えず，かつ 1 日につき 7 時間 4 5 分を超えない範囲内」に改める。

附 則

この告示は，平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。